

令和8年度

大阪府人権擁護士のご案内

◇大阪府では、人権相談に携わる方の中から「人権擁護士」を養成しています。

◇「人権擁護士」とは、高度な知識とカウンセリングマインド等を活かし相談を行うとともに、相談員のサポートや心のケアを行うことにより、府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担うものです。

・人権擁護士の要件・登録 ⇒ P.2

・人権擁護士の業務・役割 ⇒ P.4

◇「人権擁護士」の養成は、一般財団法人 大阪府人権協会が企画運営する『大阪府人権総合講座（大阪府委託事業）』を活用しています。

人権擁護士の登録には、所定の科目を受講し、修了認定等を受けることが必要です。

・履修科目の概要 ⇒ P.2

・修了要件 ⇒ P.3

〔担当〕

大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課
調整グループ

TEL :06-6210-9283（直通）

FAX :06-6210-9286

E-MAIL:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

人権擁護士の要件・登録

【人権擁護士の要件】

大阪府内に在住または在勤する者で、人格、識見が高く、府が実施する人権総合講座のうち所定の科目（履修科目）を履修及び修了した者で、次のいずれかに該当する者

- ・府及び市町村において人権に関する各種の相談業務※(1)に従事している者で、豊富な経験※(2)を有している者又は指導的な立場にある者
- ・民間事業所等において相談・カウンセリング※(3)に従事し、豊富な経験※(2)を有する者
- ・その他、知事が特に認める者※(4)

※(1) 人権に関する各種の相談業務とは、右に記載した範囲の相談をいうが、従事している（していた）業務がこれに該当するか否かについては、所属団体における職務内容をできるかぎり詳細に把握して判断する。

※(2) 豊富な経験とは、各種の人権相談に関する業務に概ね2年以上携わっていることをいう。過去に相談を担当していた期間についても経験に含めることとする。

※(3) 民間事業所等において相談・カウンセリングに従事する者とは、公正採用選考人権啓発推進員、人権研修リーダー、セクハラ相談員、労働組合・法務部・総務部・人事部の労務担当などにおいて相談やカウンセリングの業務に現に従事している者をいう。

※(4) その他、知事が特に認める者とは、講座受講者が所属する団体における職務内容や経験年数、人権に関わる講座の受講状況、相談業務に関連する資格、志望動機及び所属長の意見等を踏まえ総合的に判断する。

人権に関する各種の相談とは、下記に関する相談をいう。

- ・人権侵害行為
- ・不当な差別的取扱い
- ・不当な差別的言動
- ・虐待
- ・差別助長行為等
- ・暮らしに関する人権問題
- ・雇用・労働に関する人権問題
- ・障がい者、高齢者、子どもに関する人権問題
- ・福祉、医療に関する人権問題
- ・上記に準ずるものなど

【人権擁護士の登録】

上記の要件を満たす者の中で、人権擁護士の登録を受けようとする者は、所属長からの推薦書、講座修了証書等を添え、登録申請書を提出してください。大阪府は、人権擁護士として相応しいと認めた者を人権擁護士登録名簿に登録し、知事名の資格認定証を交付します。

履修科目の概要

人権擁護士の登録には、令和8（2026）年度 大阪府人権総合講座のうち、下記の科目をすべて受講し、修了認定等を受けることが必要です。

① 【前期】「人権相談員養成コース」⇒ 修了証書が必要

※人権相談員養成コースの修了認定には、人権問題科目群（前期）の履修が必要です。

- ・開催時期：令和8年7月8日（水）～令和8年9月15日（火）のうち11日
- ・科目数：40科目（人権相談員養成コース12科目と人権問題科目群28科目）

② 【後期】「人権相談員スキルアップコース」⇒ 修了証書が必要

※人権相談員スキルアップコースの修了認定には、人権問題科目群（後期）の履修が必要です。

- ・開催時期：令和8年12月～令和9年2月（予定）のうち8日程度
- ・科目数：28科目（人権相談員スキルアップコース12科目と人権問題科目群16科目）

③ 【後期】「人権相談員専門コース」⇒ 履修証明書が必要

- ・開催時期：令和8年12月～令和9年2月（予定）のうち3日程度
- ・科目数：12科目

履修及び修了認定・修了証の交付

科目の履修及びコースの修了認定は、「大阪府人権総合講座総合案内」に基づきます。

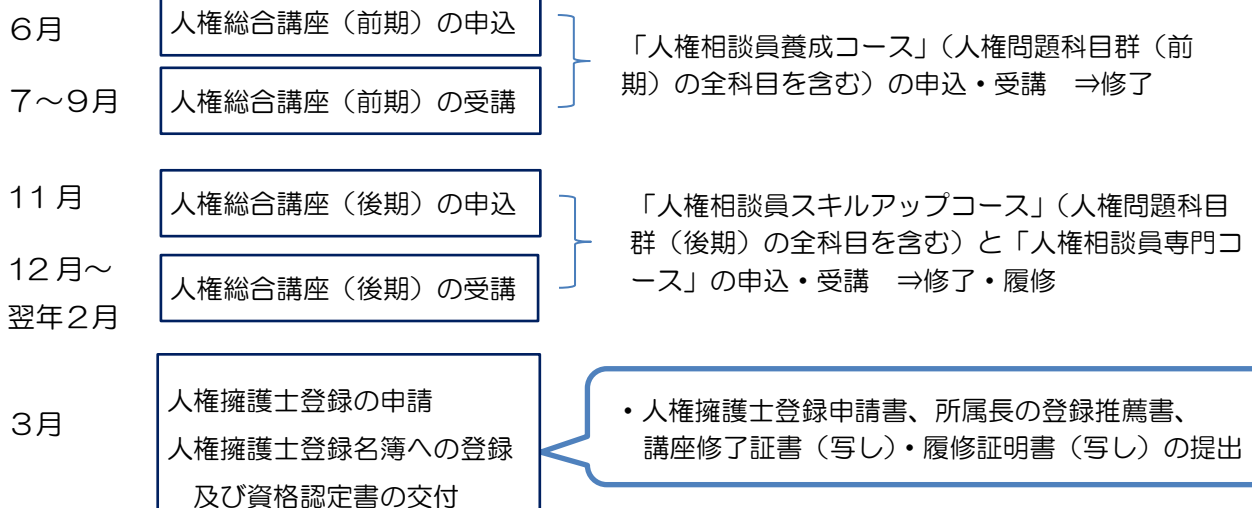
- 科目の履修は、受講及び「受講レポート」の提出が必要です。なお、受講者からの申請により、履修証明書を交付します。
- 修了認定を行うコースは、以下の要件を満たし、かつ、「大阪府人権総合講座企画委員会」で修了認定を受けた受講者に、修了証書を交付します。
 - (1) コース指定の全科目を履修すること（「人権相談員養成コース」及び「人権相談員スキルアップコース」については、人権問題科目群（前期・後期）を含む）。
 - (2) 欠席はコースごとに全科目の概ね1割以内で、欠席した科目は、「補講レポート」を提出すること。
 - (3) 「演習」形式の科目はすべて出席し、履修すること。
 - (4) 「受講レポート」及び「補講レポート」、コースの全科目終了時の「修了レポート」が適切に記述され、提出されていること。

人権擁護士登録申請に必要な書類

人権擁護士の登録申請の際には下記の書類が必要です。

- ① 人権擁護士登録申請書
 - ② 所属長の登録推薦書
 - ③ 人権総合講座「人権相談員養成コース」の修了証書（※1）
 - ④ 人権総合講座「人権相談員スキルアップコース」の修了証書（※1）
 - ⑤ 人権総合講座「人権相談員専門コース」の履修証明書（※2）
- （※1）2年かけて修了する場合、修了証書の発行には、年度ごとの履修証明書（※2）が必要です。
- （※2）履修証明書の交付には、受講者からの交付申請が必要ですので、指定された期日までに、指定の様式（受講票（兼科目履修証明書交付依頼書））にて、履修証明書の交付申請をしてください。（申請がない場合は交付されません。）なお、2年かけて履修する場合は、年度ごとに、履修証明書の交付申請が必要です。

人権擁護士登録までの流れ（令和8年度の予定）



(1) 複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、適切な専門相談機関へのあっせん及び当事者間の調整を行うこと

- ・人権相談の円滑な解決と人権侵害の予防や救済に結びつける役割を果たすため、複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、連携が必要な専門相談機関や活用できる制度を特定します。
- ・複数の課題があり、関係する行政機関や専門相談機関が複数ある場合は、コーディネート役となり、連携・協力して人権相談員や相談者の支援に努めます。

(2) 高度な知識と対人援助技術（カウンセリングマインド）を活かし、相談を行うこと

- ・人権相談の中に潜む相談者の悩みや生活上の課題に気づき、相談内容を細かく分析し、相談者に寄り添いつつ対応することにより、深刻な人権侵害の発生の予防に努めます。
- ・人権相談窓口では、精神的なストレスなどから課題を抱えて相談に来る事案が増加しています。相談者への対応は、基本的には人権相談員が行いますが、必要に応じて高度な知識とカウンセリングマインドを活かし、相談者に対して適切なカウンセリングに努めます。

(3) 相談者、関係者等への啓発を行うこと

- ・相談者や関係者等への啓発は、関係する行政機関が集まり、啓発方針を確認したうえで実施することが必要であり、コーディネートし、チームとして支援に取り組みます。状況によっては、関係者の属する団体等の協力を得て相談者、関係者等への啓発に努めます。

(4) 人権相談員をサポートし、相談技術等の向上にむけた指導に努め、心のケアを行うこと

- ・相談員をサポートし、相談員の資質の向上に向けて、養成講座等で得た知識等を活用して指導に努めるとともに、相談員の心のケアを行います。

(5) 人権相談の内容を分析・整理し、啓発課題や人権侵害の予防のための検討を行い、行政機関等に必要に応じて意見を述べること

- ・日常の人権相談を通じて得た、人権課題等について、また、講じた解決手法などについて、分析・整理して、今後の啓発や人権侵害の予防のために資する意見を、必要に応じて、所属機関や関係行政機関等への提示に努めます。

《具体的な活動事例》

令和8年3月31日現在、人権擁護士の登録は230名です。みなさんの活動事例をいくつかご紹介します。

- ◆ 市区町村の人権担当課において、人権相談を行っている。
- ◆ 市区町村において、人権相談員をサポートしている。
- ◆ 企業の法務担当者として、セクハラ・パワハラなどの人権問題の相談を受けている。
- ◆ NPO法人において、女性やセクシャルマイノリティの電話相談を行っている。
- ◆ NPO法人において、他の相談スタッフに対する助言や指導を行っている。
- ◆ 社会福祉法人において、援護の必要な方の地域生活に向けた相談や支援を行っている。
- ◆ 介護職員初任者研修など、人権研修の講師を行っている。